

# 平成21年中に不動産を売却された方にお知らせです。

## 納税資金のご準備はお済みでしょうか？

土地・建物などの不動産を売却すると、売却益に対して原則**20%**の税金がかかります。  
平成21年中に不動産を売却された方は、平成22年3月15日までに確定申告し、かつ計算された税金を納税する義務があります。  
来年3月15日までに申告しなかったり、納税できない場合は、本来納付すべき税金の約**2割増し**の税金が別途かかってしまいます。

## 様々な特典を受けられる場合があります！

ひと口に「不動産の売却に対する税金」といっても、その計算方法は、様々です。

1 長期保有の居住用の不動産を売却した方	3,000万の特別控除 + 14%の軽減税率
2 購入した当時の契約書が手元に残っている方	購入価格(相当額)を売却益から控除できます
3 売ったお金で他の不動産を購入した方	買換え特例(本来の税金の8割が猶予)
4 相続で親から引き継いだ不動産を売却した方	長期保有の扱いを受け軽減税率

特典の適用如何で、税金は大幅に変動するにも関わらず、売却に関する税金は毎年の改正や適用関係が複雑であるため完全に把握しきれないことも事実です。  
最大限の情報収集と周到的な事前準備が必要といえます。

## 初回相談料は無料です！



代表取締役  
税理士 大江 孝明



取締役  
税理士 五十棲 裕



財産コンサル部  
税理士 上田 幸生



財産コンサル部  
税理士 岡部 智弘



経営コンサル部  
税理士 四方 健策

**私達税理士が誠心誠意対応させていただきます。**  
また、不動産を購入された方の「住宅ローン控除」等のご相談もお受けいたします！  
下記までお電話ください。

ホームページにも情報掲載です！

京都経営

検索



税理士法人 京都経営  
株式会社 京都経営コンサルティング

お問い合わせ先

税理士法人 京都経営 / 株式会社 京都経営コンサルティング  
〒612-8362 京都市伏見区西大手町307 エイトビル5F

Tel:075-603-9022

Fax:075-603-9055

E-Mail: [info@kyotokeiei.com](mailto:info@kyotokeiei.com) URL: <http://www.kyotokeiei.com>

税理士法人 京都経営 / 株式会社 京都経営コンサルティング